

議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年6月13日

大阪府議会議長 久谷真敬様

提出者

大阪府議会議員	河崎大樹	肥後洋一朗
	しかた松男	

賛成者

大阪府議会議員	山下昌彦	角谷庄一
	三橋弘幸	牛尾治朗
	中谷恭典	みよし かおる
	大橋章夫	

議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正
の件

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 府議会議員が長期欠席（一の定例会の開 会の日から当該定例会の閉会の日（以下「閉会 日」という。）までの間に開かれる次に掲げる 会議等（以下「会期中の会議等」という。）の 全てを欠席することをいう。以下同じ。）をし た場合において、閉会日後に最初に会期中の会 議等に出席した日の属する月（以下「出席月」 という。）の前月が閉会日の属する月（以下「閉 会月」という。）の翌月以後の月であるときは、 閉会月の翌月から出席月の前月までの議員報 酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が出 産、感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第 十八条第一項に規定する患者若しくは無症状 病原体保有者であること又は病院若しくは診 療所への入院であつて医師の診断書の提出が あり、やむを得ないものとして議長が議会運営 委員会に諮つて認めたことによるものである ときは、この限りでない。</p> <p>一一四 （略）</p>	<p>第四条 府議会議員が長期欠席（一の定例会の開 会の日から当該定例会の閉会の日（以下「閉会 日」という。）までの間（九月に招集される定 例会にあつては、開会の日から当該開会の日 に上程された議案の採決を行う日としてあら かじめ議会運営委員会で決定した日（以下「採 決日」という。）までの間又は採決日の翌日 から閉会日までの間）に開かれる次に掲げる会 議等（以下「会期中の会議等」という。）の 全てを欠席することをいう。以下同じ。）をし た場合において、閉会日又は採決日後に最初 に会期中の会議等に出席した日の属する月（ 以下「出席月」という。）の前月が閉会日 又は採決日の属する月（以下「閉会月」とい う。）の翌月以後の月であるときは、閉会 月の翌月から出席月の前月までの議員報酬 は、支給しない。ただし、当該長期欠席が出 産、感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律（平成十年法律第 百十四号）第十八条第一項に規定する患 者若しくは無症状病原体保有者であるこ と又は病院若しくは診療所への入院であ つて医師の診断書の提出があり、やむを 得ないものとして議長が議会運営委員 会に諮つて認めたことによるものである ときは、この限りでない。</p> <p>一一四 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

府議会定例会招集の月が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものである。